



ピラカンサ



会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06(6226)1165(代)
<https://yuipartners.jp>

10月 (神無月) OCTOBER

10日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント 法定外税

自治体が条例を制定して総務大臣から同意を得ることで新設できる税。税収の用途を限定しない「法定外普通税」と用途限定の「法定外目的税」があり、宿泊税や産業廃棄物税は多くの自治体が導入しています。最近では、交通税や太陽光パネル税などの“一風変わった”新税の導入の動きも出ています。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告 (7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

青色申告の要件と特典



所得税は、納税者が自ら所得金額と税額を正しく計算し納税するという、申告納税制度が採られています。1年間に生じた所得金額を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引に伴い作成、受領した書類を保存しておく必要があります。

そこで、一定水準の帳簿書類

を備え付け、税務署長の承認を受けた場合には、事業所得、不動産所得、山林所得の所得金額の計算等について、有利な取扱いを受けることができる「青色申告」の制度が設けられています。

1 帳簿書類とその保存

青色申告の記帳は、貸借対照表、損益計算書を作成することができ正規の簿記によることが原則ですが、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳等の帳簿を備え付けて、簡易な記帳をすることも認められています。

これらの帳簿および書類などは、原則として7年間保存することとされていますが、例えば、請求書、見積書、納品書、送り状などは、5年間の保存とされています。

2 青色申告の申請

新たに青色申告の申請をする場合は、適用を受けようとする年の3月15日までに、「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある

ます。また、その年の1月16日以後に新規開業した場合や、相続により業務を承継した場合の提出期限は、下表のようになりますのでご注意ください。

原則として、青色申告の承認を受けようとする年の12月31日までに承認又は却下の通知がないときは、「みなし承認」とされ、適用が可能となります。実務上はこのケースが殆どです。

3 青色申告の特典

(1) 青色申告特別控除

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、所得金額から55万円、65万円、または10万円を控除するという、「青色申告特別控除」が一番のメリットではないでしょうか。

① 55万円の青色申告特別控除 この控除を受けるための要件は、次のようになります。

イ 不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること

ロ これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること

区分	青色申告承認申請書の提出期限
1 原則	青色申告の承認を受けようとする年の3月15日
2 新規開業した場合（その年の1月16日以後に新規に業務を開始した場合）	業務を開始した日から2か月以内
3 被相続人が白色申告者の場合（その年の1月16日以後に業務を承継した場合）	業務を承継した日から2か月以内
4 被相続人が青色申告者の場合（死亡の日がその年の1月1日から8月31日）	死亡の日から4か月以内
5 被相続人が青色申告者の場合（死亡の日がその年の9月1日から10月31日）	その年12月31日
6 被相続人が青色申告者の場合（死亡の日がその年の11月1日から12月31日）	翌年2月15日

ハ ロの記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、その年の確定申告期限（翌年3月15日）までに申告書を提出すること

したがって、他の要件を満たしていた場合であっても、申告期限に間に合わず、期限後申告となった場合は、後述の10万円控除の適用となりませんのでご注意ください。

② 65万円の青色申告特別控除
この控除を受けるための要件は、次のようになります。
イ ①の55万円の青色申告特別控除の要件に該当していること

ロ 次のいずれかに該当していること

① その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、「電子帳簿保存」を行っていること

② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表および損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期

限までに e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行うこと

①の「電子帳簿保存」とは、一定の要件の下で、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、ハードディスクなどに記録した電子データのままで保存することを行います。実務上では、②の e-Tax による申告を行うことで、65万円の控除の適用を受けられるケースが多いと思われる。

③ 10万円の青色申告特別控除
この控除は、①及び②の要件に該当しない青色申告者が受けられません。ただし、1の帳簿書類とその保存の要件を満たす必要があります。

なお、不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の合計額が10万円より少ない場合には、その金額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合に

は、その損失をないものとして合計額を計算します。

また、不動産所得、事業所得、山林所得の複数があられる場合には、この10万円を上限に、不動産所得、事業所得、山林所得の順で控除を行うことになるので、ご注意ください。

(2) 青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。ただし、不動産所得の場合は、その貸付けが事業的規模で行われている場合にのみ適用があります。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

(3) 貸倒引当金（一括評価）

事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金など

の貸金の貸倒れによる損失の見込額として、年末における貸金の帳簿価額の合計額の5・5%（金融業の場合は3・3%）以下の金額を貸倒引当金勘定へ繰り入れたときは、その金額が必要経費として認められます。

(4) 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得などに損失の金額がある場合で、他の所得との損益通算を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間にわたり繰り越すことにより、各年分の所得金額から控除することができます。

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

【参考資料】
国税庁



税金クイズ

大正15年(1926年)に、清涼飲料税が新設されました。

この清涼飲料税は、ある条件を満たした清涼飲料水だけに課税されました。

さて、次のうち、清涼飲料税が課された清涼飲料水はどれでしょう。

- ① ミネラルウォーター
- ② サイダー
- ③ オレンジジュース

【解説】

清涼飲料税が新設された背景として、当時のサイダー類の消費拡大が挙げられます。明治末年頃からビール会社を中心としてサイダー、シトロン(レモンに似た柑橘系の香料を加えた炭酸水)、ジンジャエールなどが大規模に製造販売されビールと同じような高級飲料として扱われるようになりま

した。つまり、サイダー類は、高級嗜好品として世間に認知されるようになったのです。

このような背景から、清涼飲料税の対象となる清涼飲料水は、「炭酸ガスを含んでいること」が条件とされ、サイダーなどの炭酸飲料も課税の対象でした。なお、価格が低廉で大衆向けであったラムネ(玉ラムネ)については、高級嗜好品であるサイダー類の半分程度の税率でした。

ミネラルウォーター(天然水)、オレンジジュース(果実汁)、レモネード(果実糖飲料)などの清涼飲料水は非課税でしたが、それらに炭酸ガスを加えて発泡させた炭酸飲料は課税対象になりました。

また、天然水でも、湧出する炭酸水(天然炭酸鉱泉水)をビン詰めして販売すると課税対象とされました。

清涼飲料税は昭和24年(1949年)に物品税へと統合され、最終的には平成元年(1989年)に消費税へ組み込まれました。

正解は、②サイダーでした。

世界の税金

ヒゲ税(ロシア)

日本では、身だしなみやファッションの一部として認識されている「ヒゲ(髭)」。その位置づけは、文化や宗教の事情によって様々です。

ロシアでは、17世紀末に「ヒゲ税」を導入した歴史があります。

ロシアの近代化を目指したピョートル1世が、ヨーロッパ先進国に倣い、ヒゲを剃る習慣を取り込むため、1698年に導入し、身分に応じた課税を強いたのです。支払いを拒否した者に対しては、公の場で強制的にヒゲを剃る権限を警察に付与するほどの徹底ぶりでした。また、支払った者には、銅製又は銀製のトークン(証拠品)の携行が義務づけられました。

なお、このヒゲ税は1772年に解除されています。

KEY WORD

確定申告書様式の統一

所得税の確定申告書の様式は、これまで、A様式とB様式の2種類が用意されていました。A様式は、給与所得や公的年金等・その他の雑所得、総合課税の配当所得、一時所得に対応した簡易な様式で、例えば、給与所得者が医療費控除を適用して還付申告をする場合に用いられていました。一方、B様式は、すべての所得に対応した様式として広く活用されてきました。

この所得税の確定申告書について、令和5年1月1日以降提出する確定申告書から、A様式が廃止となり、B様式に統一されることになり、A様式・B様式という呼称そのものもなくなります。

これまで、ご自身でA様式を用いて確定申告書を作成されていた方は、今後、様式が変わりますのでご注意ください。